

申告準備はお早めに！ 市県民税の申告

申告期間 2月1日(水)～3月15日(水) ※確定申告は2月16日(木)～3月15日(水)

市役所の申告
会場混雑状況
はこちら▼



申告は市県民税だけでなく、国民健康保険税や後期高齢者医療保険料、介護保険料、公営住宅の家賃、認可保育園の保育料などを算定する基礎となるほか、所得証明書などを発行する際の資料となる大切な手続です。必要書類をご準備いただき、期間内に申告してください。

市民税課 普通徴収係 ☎(21)1119

■申告の受付日時・場所

市役所 9時～16時
出張申告 9時～15時

※土・日曜日、祝日を除く。

※期間中、時間帯によって窓口が混み合うことがあります。

■申告する所得の対象期間

令和4年1月1日～

令和4年12月31日

■申告が必要な人

令和5年1月1日現在、別府市に住所を有し、次のいずれかに該当する人

- ① 収入がなかった人（学生、休職中、預貯金で生活など）
- ② 非課税収入（雇用保険、児童扶養手当、労災保険、老齢福祉年金）のみだった人
- ③ 初めて非課税収入（遺族年金、障害年金）を申告する人
- ※①～③に該当しても市内に住所を有する親族の扶養控除の対象であれば申告不要。
- ④ 給与、公的年金等の源泉徴収票に記載されていない控除を受けようとする人やその他20万円以下の所得がある人

※公的年金等の収入が40万円以下で公的年金等以外の所得が20万円以下の場合、所得税の申告は不要ですが、各種控除を追加申告する場合は市県民税の申告が必要です。

- ⑤ 給与、公的年金等所得者で、これ以外に所得があった人
- ⑥ 勤め先から給与支払報告書や、年金支払者から公的年金等支払報告書が市に提出されていない人
- ⑦ 確定申告をする人を除き、営業、農業、不動産、配当などの所得があった人
- ※合計所得1千万円超で確定申告をしない人は同一生計配偶者が給与支払報告書等に記載されず未申告となる場合は市県民税の追加申告を行ってください。

■申告にお持ちいただくもの

- ◎ マイナンバーカードまたは、マイナンバー通知カードと本人確認書類（運転免許証、健康保険証、在留カードなど）
- ◎ 所得の計算に必要なもの
・ 給与、公的年金等所得者は源泉徴収票、給与明細書など
・ 営業、農業、不動産所得がある人は売上経費月別明細表及び収入や必要経費が分かる台帳や帳簿、領収書など
- ◎ 所得控除に必要なもの
・ 令和4年中に支払った国民年金保険料、国民健康保険税、後期高齢者医療保険料、介護保険料、生命保険料、地震保険料などの証明書
・ 令和4年12月31日以前に交付を受けた障害者手帳
・ 医療費控除の明細書など
・ 寄附金受領証明書など

■令和5年度からの変更点

民法の成人年齢の引き下げに伴い、賦課期日（1月1日）時点で18歳または19歳の人は個人住民税の課税

判定において未成年者にあたらぬこととなりました。※その他の変更点は市ホームページを参照してください。

■事業主の皆様へ

給与支払報告書の提出は、1月31日(火)まで（締切厳守）令和4年中に給与、賃金、賞与などを支払った人（パートやアルバイト含む）で、令和5年1月1日現在別府市に住所を有している人については給与支払報告書を1部作成し、市民税課34番窓口の特別徴収係へ提出してください。 ※給与支払報告書等には法人番号やマイナンバーの記載が必要です。記載漏れのないようお願いいたします。 ※提出時必要な総括表などは市ホームページからダウンロードできます。

市民税課特別徴収係 ☎(21)1119

場所	期間	
市役所 レセプションホール（1階） ※ GF 市民税課では受付しません。	2月1日(水)～3月15日(水)	
出張申告	朝日大平山地区公民館	2月7日(火)、8日(水)
	北部コミュニティーセンターあすなる館	2月9日(木)、10日(金)
	南部地区公民館	2月14日(火)
	サザンクロス	2月15日(水)

※市役所本庁のみ申告会場の待ち状況を市ホームページで確認できます。

償却資産(固定資産税)の申告期限は 1月31日(火)です。

工場や商店を営んでいたり、駐車場やアパート経営などの事業をしている会社や個人が**事業のために使っている土地・家屋以外の資産**のことです。

原則として耐用年数が1年以上で、取得価額が10万円以上の資産が課税対象になります。
(個別に償却しているものや少額資産の特例適用を受けた資産は金額にかかわらず対象)

課税対象	
構築物	広告塔・門・駐車場や緑化施設などの外構工事・屋外給排水など
機械・装置	電気機械・印刷機・クリーニング設備・発電システムなど
船舶	はしけ・漁船・遊漁船など
車両・運搬具	大型特殊自動車 ※自動車税、軽自動車税の対象となるものは除く
工具・器具・備品	医療器具・パソコンなどの事務機器・ルームエアコン・冷蔵庫・テレビ・カラオケ機器など

申告方法及び期限

資産の所有者は、資産の多少にかかわらず、毎年1月1日現在の所有状況を申告してください。

◎申告書にはマイナンバーの記入が必要です。また、申告受付時に番号確認のためのマイナンバーカードまたは通知カード(記載事項が住民票と一致している場合に限り有効)と本人確認書類の提示が必要です。ご注意ください。

申告期限 1月31日(火)

初めて事業用の資産を所有する人、また過去に申告漏れがあった事業者は、申告書類を送付しますのでご連絡ください。

申告・問 資産税課家屋償却係 ☎(21)1120

ひとり親家庭の皆さんへ 申問 子育て支援課母子父子自立支援担当 ☎21-1701

市ではひとり親家庭の父または母の就労支援のために、次の給付金を支給しています。

給付を希望する人は必ず事前(受講申込前・修業前)に相談してください。

自立支援教育訓練給付金

就職やキャリアアップのために、指定された教育訓練講座を受講した場合に支給。詳しくはお問い合わせを。
※受講開始の1か月前までに申請してください。

高等職業訓練促進給付金

就職に有利な資格や技能習得のため、1年以上養成機関で修業する場合に高等職業訓練促進給付金を支給し、修了後に高等職業訓練修了支援給付金を支給。
支給月額 ※4年を限度とする。

内 訳	市民税非課税世帯	市民税課税世帯
高等職業訓練促進給付金	100,000円	70,500円
高等職業訓練修了支援給付金	50,000円	25,000円

対象 次の全てに該当する人

- ・市内に住所があり、現に居住している
- ・児童扶養手当を受給、または同等の所得水準にある
- ・養成機関で1年以上のカリキュラムを修業し、対象資格の取得が見込まれる
- ・仕事または育児と修業の両立が困難である

対象資格 看護師、准看護師、介護福祉士、保育士、理学療法士、作業療法士、歯科衛生士、美容師、社会福祉士、製菓衛生師、調理師

申請時期 修業開始後で申請月から支給対象

※養成機関での修業開始前に事前相談が必要。
※最終年の支給月額は増額となります。令和4年度に限り6か月以上の訓練を必要とする民間資格なども対象になる場合があります。

修学資金【随時受付】

児童を修学させるための授業料や書籍代、交通費などに必要な経費の貸付。

就学支度資金【要事前相談】

児童を就学させるための入学金、被服などの購入に必要な経費の貸付。入学の前日までに上記へ申請が必要です。

対象 母子・父子家庭の児童、寡婦が扶養する子、父母のない児童
申請 合格・入学が決定後上記へ申請

※日本学生支援機構・大分県からの奨学金の貸与がある人、またはその他の公的資金の貸付を受けている人は原則として貸付の対象になりません。

【単位：円】

区 分	就学支度資金	修学資金(月額)				
		1年	2年	3年	4年	5年
小学校	64,300					
中学校	81,000					
高等学校、 専修学校 (高等課程)	国公立	自宅	150,000	27,000		
		自宅外	160,000	34,500		
	私立	自宅	410,000	45,000		
		自宅外	420,000	52,500		
高等専門 学校	国公立	自宅	410,000	31,500	67,500	
		自宅外	420,000	33,750	76,500	
	私立	自宅	580,000	48,000	98,500	
		自宅外	590,000	52,500	115,000	
短期大学	国公立	自宅	410,000	67,500		
		自宅外	420,000	96,500		
	私立	自宅	580,000	93,500		
		自宅外	590,000	131,000		
専修学校 (専門課程)	国公立	自宅	410,000	67,500		
		自宅外	420,000	78,000		
	私立	自宅	580,000	89,000		
		自宅外	590,000	126,500		
大学	国公立	自宅	410,000	71,000		
		自宅外	420,000	108,500		
	私立	自宅	580,000	108,500		
		自宅外	590,000	146,000		

※その他大学院や専修学校(一般課程)についてはお問い合わせください。

市営住宅入居者募集

申問 別府市住宅管理センター
☎(21)2200

申込期間

1月4日(水)～13日(金)

抽選日

1月21日(土)

◆一般公営住宅(18戸)

申込資格

次の条件を全て満たしていること。

①住宅に困窮している(公営住宅の契約者、持ち家がある人は申込不可)。

②同居する親族がいる(単身者用住宅を除く)。

※西別府住宅B棟(多家族)

用)については、入居世帯の人数が6人以上であること。

③市税を完納している。

④入居申込者全員が暴力団員でないこと。

⑤世帯員の所得を合算して控除後の月額所得が

15万8千円以下

※条件により所得の上限が緩和されることがあります。

⑥生活保護受給者など必要書類を添え、期限内に窓口または郵送で提出してください。

⑦身体障がい者(身体障がい者手帳1級～4級)

⑧精神障がい者(精神障害者保健福祉手帳1級～3級)

⑨知的障がい者(療育手帳A1～B2)

⑩生活保護受給者など

◆申し込みには「マイナンバー」が必要です

市営住宅の申し込みには、来た人の本人確認と、申し込みする人(入居者全員分)のマイナンバーの提示が必要となります。マイナンバーカードまたは通知カードと本人確認書類を忘れずにお持ちください。

住宅名	募集戸数	棟	階数	入居基準	
鶴見	1	H	5	単身者族	
	1	I	4		
青山	1	C	2		
竹の内	1	G	1		
宮園	1	B	4		
古賀口	1	C	3		
扇山	1	B	1		
	1	C	3		
北中	1	A	4		家族
	1	B	3		
平田	1	—	4		
緑ヶ丘	1	B	3		
石田	1	A	4		
荘園	1	A	2		
小倉	1	A	1		
野口原	1	A	1		
西別府	1	C	4		
西別府(多家族)	1	B	6		

◆申し込みには「マイナンバー」が必要です
市営住宅の申し込みには、来た人の本人確認と、申し込みする人(入居者全員分)のマイナンバーの提示が必要となります。マイナンバーカードまたは通知カードと本人確認書類を忘れずにお持ちください。

※入居者の状況により書類が異なります。詳しくはお問い合わせください。

■申込上の注意事項

・婚姻中の夫婦の一方のみ(夫婦別居中、単身赴任等)での申込みはできません。ただし、婚約済みで当選後、指定の入居日から3か月以内に入籍予定の場合は申込みができます。

・当選後、入居資格の再審査を行います。この時申込資格に合致しない場合は入居できません。

・市営住宅の入居は当選した月の翌々月1日からです。当選前の内見はできません。

・市営住宅及びその敷地内でのペットの飼育・持ち込みは禁止です。

・西別府住宅B棟(多家族用)については、入居期間を5年とし、以降毎年見直しを行います。

大分県住宅供給公社ウェブサイト

大分県住宅供給公社↓市営住宅↓別府市営住宅

各出張所窓口 間取りのみ

閲覧できます。

電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金の申請期限は1月31日(火)です!

国の経済対策として、電力・ガス・食料品等の価格高騰の影響を踏まえ、次の対象世帯に1世帯あたり5万円を給付します。

【対象世帯】

◎住民税非課税世帯 基準日(令和4年9月30日)に別府市の住民登録があり、令和4年度分の住民税均等割が非課税の世帯

・確認書を郵送していただきますので、1月31日(火)までに返送してください。

※確認書が届いていない場合はお問い合わせを。

◎家計急変世帯 予期せず令和4年1月～12月の家計が急変し、世帯全員が住民税非課税相当となった世帯

・給付を受けるには申請が必要ですので、1月31日(火)までに申請をしてください。

※詳細は市ホームページをご覧ください

▼

別府市専用コールセンター

☎0120(600)696

各出張所窓口

間取りのみ

閲覧できます。

大分県住宅供給公社ウェブサイト

大分県住宅供給公社↓市営住宅↓別府市営住宅

各出張所窓口

間取りのみ

閲覧できます。

大分県住宅供給公社ウェブサイト

大分県住宅供給公社↓市営住宅↓別府市営住宅

各出張所窓口

間取りのみ

閲覧できます。

大分県住宅供給公社ウェブサイト

大分県住宅供給公社↓市営住宅↓別府市営住宅

各出張所窓口

間取りのみ

閲覧できます。

国民健康保険税・

後期高齢者医療保険料・介護保険料

納付証明書の送付

令和4年中に納めた国民健康保険税、後期高齢者医療保険料、介護保険料の納付証明書を1月下旬に郵送します。

納付証明書は、令和4年分確定申告と、令和5年度市申告の際に**社会保険料控除（納めた全額が対象）**を受けるために必要です。この納付証明書は、普通徴収で納めた分のみを記載しています。特別徴収（年金からの引落し）で納めた分の納付証明書は、年金支払者から送付される源泉徴収票をお使いください。

障害年金、遺族年金から特別徴収されている分は、年金支払者から源泉徴収票が送付されません。納付証明書が必要な人は、各担当課までお問い合わせください。

国民健康保険税・

後期高齢者医療保険料

保険年金課

☎(21)1148

介護保険料

☎(21)1463

国民健康保険・

後期高齢者医療

制度夜間窓口

「日中、仕事などで納付や手続に行けない」などでお困りの人のために夜間窓口を開設します。電話での相談も受け付けます。

日時 1月12日(木)、25日(水)

17時30分～20時

国民健康保険

☎(21)1148

湯都ピア浜脇の休館

浴場内改修工事のため、次の日程で休館します。

日程 1月5日(木)～

2月28日(火)

湯都ピア浜脇

☎(25)8118

温泉課

☎(21)1129

普通救命講習

日時 1月15日(日)

9時～12時

場所 消防本部4階

第1会議室

※エレベーターはありません。

内容 心肺蘇生法、AED

取扱い要領、止血法など

定員 30人（先着順）

※市民及び市内に通勤通学

の人を対象とします。

※電話で左記へ申込み。

☎(25)1124

☎(25)1124

宝くじの助成金で整備しました

（二財）自治総合センターでは、宝くじの社会貢献広報事業として、コミュニティ助成事業を行っています。

火災発生時に迅速な消火活動を行うため、水がない場所でも水槽を使用した放水訓練などを実施することが

できる角型水槽(2.5トン)を整備しました。



消防本部庶務課

☎(25)1123

地域防火を担う女性防火

クラブの人材育成及び救命普及を図るため、AEDトレーナーと法被を整備しました。



消防本部予防課

☎(25)1125

地域の防災力向上を図るため、緑丘地区防災士会に発電機、ソーラーパネル、テント、蓄電池、メガホン、リヤカー、コードリール、LEDライト、トランシーバー、防災倉庫を整備しました。



防災危機管理課

☎(21)2255

SUGOCAの配付

別府市では物価高騰の影響を受けている高齢者を支援するため、新型コロナウイルス

イルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し、「交通系ICカード」を配付します。

対象者 令和4年10月1日

時点で別府市に住民登録

のある70歳以上の人。令

和5年4月1日までに70

歳になる人（昭和28年4

月1日以前生まれ）も含む。

配付金額 7千円（チャリ

ジ金額6千500円＋預かり

金500円）

配付方法 対象者個別に

ゆうパックまたは簡易書留

で郵送

配付期間 1月中旬から2

月中旬

専用コールセンター

☎(76)5366

（土日祝日を除く9時

～16時）

市道不具合箇所通報アプリ

フィックスマイストリート

下記コード

からインストール

できます。

別府市公式

LINEから

も利用できます。



▲Android版

▲iPhone版

☎(21)1465

別府市障害のある人もない人も安心して安全に暮らせる条例（ともに生きる条例）では、障がいのある人への虐待・差別を禁止しています。虐待・差別で悩んでいた、周囲に虐待・差別を受けていると思われる人がいる場合は、上記へご相談ください。

障がい者の福祉サービス

障がいのある人が住み慣れた地域や家庭で安心して暮らし、積極的に社会参加できるよう次のような福祉サービスなどがあります。

日常生活 ホームヘルパーの派遣、施設の利用、短期入所の利用、訪問入浴サービスの利用、手話通訳者等の派遣、緊急通報システムの設置、補装具の交付・貸与・修理、日常生活用具の給付、所得税・住民税の控除、NHK放送受信料の減免など

医療 重度心身障害者医療費の助成、自立支援医療（更生医療、育成医療、精神通院医療）の支給

住宅 住宅改造の助成（予算の範囲内）

交通 自動車運転免許取得の助成（予算の範囲内）、自動車改造費の助成（予算の範囲内）、自動車税・取得税の減免、運賃などの割引（バス・タクシー・リフト付タクシー・飛行機・JR・船舶・有料道路）

※障がいの程度や種類などにより、利用できない制度があります。また、利用者負担や所得制限がある場合がありますので、詳しくはお問い合わせください。

※障がいの内容や状態が変わったときは、各種手続きが必要になる場合があります。

障害者自立支援協議会当事者部会会員募集※見学可、報酬無

障がいのある人が生活するうえで抱える問題や不安、悩みを互いに理解、解決し、当事者の立場からまちづくりについて話し合います。

応募条件 ①障がいのある人（障がいの種別は問いません）
②会議に出席できる人（毎月第3木曜日13時30分）

地域の相談員へご相談ください

身体障害者相談員			電話番号
肢体	庄 まゆみ	朝見	25-9577
	熊本 千恵子	扇山	21-4847
	福島 文男	亀川浜田町	66-6610
	木部 毅	大畑	25-7924
	後藤 克彦	亀川四の湯町	67-0237
	奈良 芳和	幸町	26-2041
	末宗 美紀江	天満町	080-3182-3017
視覚	河野 龍児	上人ヶ浜町	67-1010
	西田 良一	朝見	25-7395
	植田 春子	立田町	25-0964
	高橋 勇	鶴見	23-2107
聴覚	湯沢 純一	上人仲町	67-6704
	西村 務	鶴見	FAX 22-7484
内部	阿部 留理子	山の手町	22-1568

知的障害者相談員			電話番号
阿部 由美	石垣西		26-0114
内田 清恵	末広町		26-3883
木戸 律子	上野口町		25-1974
大久保 多津子	野口中町		21-1729

別府市中心身障害者福祉手当の支給

身体障害者手帳・療育手帳・有効である精神障害者保健福祉手帳を所持している人に、年1回、3月末に支給される手当です。

対象 毎年度3月1日に別府市の住民基本台帳に1年以上記録されており、有効である手帳を所持する障がいのある人

初めての人

【要申請・随時受付】

必要書類 ①身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳、②預金通帳（本人名義のもの）、③マイナンバーカード（または、通知カード及び写真付き本人確認書類）
※市の税額調査に同意がない場合、支給年度の税証明の提出が必要。

支給できない人

- ・特別障害者手当または障害児福祉手当など国の手当を受給している。
- ・障がいのあるご本人が市民税所得割課税者である場合、また未申告等による

り課税状況が確認できない場合、その年度は支給されません（児童は除く）。

特別障害者手当 障害児福祉手当の支給

対象 在宅で心身に著しく重度の障がいがあり、日常生活において常時特別な介護を必要とする人（所得制限あり）

特別障害者手当（20歳以上）

手当月額：2万7千300円

障害児福祉手当（20歳未満）

手当月額：1万4千850円

※年4回（2・5・8・11月）、3か月分をまとめて支給。

必ず届出が必要な場合

- ・受給者が死亡または市外へ転出したとき、病院など（診療所及び介護老人保健施設を含む）に3か月以上続けて入院したとき。

- ・福祉施設（介護老人福祉施設や障がい者の施設など）に入所したとき。

※このほかに毎年、現況と所得の状況についての届出が必要。

東山幼稚園・小学校 中学校での教育

東山幼稚園・小学校・中学校では通学区域外からでも通園・通学ができる「小規模特認校制度」を実施しています。

国立公園内に位置する美しい環境の中で、幼稚園から中学校まで12年間の一貫教育を実施しており、少人数ならではの一人一人を大切に活動や学習を通して、異学年交流による思いやりの心をはぐくみ、のびのびとした教育を実践しています。

募集期限 1月27日(金)まで
※募集案内は、公立幼稚園、公立小・中学校、地区公民館、左記に置いてあります。

申請 学校教育課
☎(21)1574

子どもに関する 弁護士相談(要予約)

日時 1月27日(金)

16時～18時

場所 光の園子どもセンター
パーネム内(荘園)

内容 子どもや子育て環境に関する悩みを、法律や人権の観点から弁護士に相談できます。(1人30分程度)

※電話で左記へ申込み。

申請 別府市子ども家庭

総合支援拠点(光の園)

☎080(3371)0874

祝日のごみ収集

1月9日(月)祝日は対象地区の「もやすごみ」・「古紙」の収集を行います。8時30分までに決められた場所にお出しください。収集日はごみカレンダーにも記載しておりますので、必ずご確認ください。お出し

ださい。

※「もやさないごみ」・「缶びん、ペットボトル」の収集は行いません。

申請 生活環境課清掃事務所
☎(66)5353

財政状況の公表 別府速見広域圏 事務組合

令和4年度上半期の財政状況及び令和3年度決算状況をホームページで公表しています。

※こちらから
ご覧ください▼



申請 別府速見広域圏広域市町村圏事務組合
☎(21)1126

新小学1年生にかかる 子ども医療費助成制度

別府市では子育て世帯の経済的負担の軽減を図るため別府市に在住の小・中学生の通院に係る医療費(保険診療分)を助成しています。

助成を受けるためには申請が必要です。

令和5年度に小学1年生になるお子様宛てに1月上旬までに申請書などをお送りします。

区分	助成内容
課税世帯小・中学生	入院：無料 通院：1医療機関ごと 1回500円まで (負担上限：月4回まで、5回目以降は無料、月最大2,000円)
※市町村民税非課税世帯の小・中学生は通院、入院とも無料	

※対象児童の健康保険証の写しを貼付し、返信用封筒で申請書を返送してください。

申請 子育て支援課 ☎21-1427

別府市立 小学校・中学校 新入学のご案内

【入学対象】

■新小学1年生

平成28年4月2日～平成29年4月1日生まれ

■新中学1年生

平成22年4月2日～平成23年4月1日生まれ

※いずれも別府市に住民登録をしている子ども

【受付場所】 入学通知書で指定した学校

※対象者宛てに入学通知書を1月中に郵送します。通知書が届かない場合は下記へお問い合わせください。

【受付日】 入学式の日

※入学式までに住所などに異動があった場合は、市民課で住民異動届の写しを受け取り、入学通知書と一緒に下記までお持ちください。

申請 学校教育課(市役所5階)

☎21-1574

別府市立 幼稚園の入園手続はお済みですか

【入園対象】

平成29年4月2日～平成30年4月1日生まれで、別府市に住民登録している幼児

※東山幼稚園は平成29年4月2日～令和2年4月1日生まれで、別府市に住民登録している幼児

申請 各校区の小学校に併設された幼稚園

申請 子育て支援課 ☎21-1427

別府市給食費負担軽減補助金

10月から給食費負担軽減補助金を交付しています。

対象 令和4年4月1日時点で満5歳～満14歳の児童等の給食費を負担している保護者

※別府市立学校や市内所在の私立校などでは、学校が申請します。学校が申請を行わない場合は個別の申請が必要です。下記へお問い合わせを。

申請 市立校…教育政策課(学校給食係) ☎21-1573

私立校…教育政策課(財務係) ☎21-1572

保育所など…子育て支援課 ☎21-1427


令和5年度 別府市入札参加資格申請の受付

令和5年度に別府市が発注する工事・物品購入・施設管理などの入札参加業者の資格審査申請の受付を行います。

提出期間 2月1日(水)～28日(火) ※ 郵送は2月28日(火)必着

期間後は原則として
受付はできません。

※いずれの申請も、提出書類を土・日曜日、祝日にお持ちになる場合は市役所の宿直へ。

	工事・コンサルタント	物品など	施設管理業務など
業種	(1) 建設業者 (2) 建設コンサルタント等業者	物品の買入れ、製造請負（工事請負以外）、リース・レンタル、その他サービスなど ※令和4年度に申請していない業者	設備運転、ビル清掃、警備、貯水槽清掃、消防設備保守、害虫などの駆除、空気環境測定、一般廃棄物処理など
資格有効期間	【(1) 建設業者】 令和5年5月下旬～令和6年3月31日（約1年間） ※令和4年度に登録済みの建設業者は、資格有効期間が令和6年3月31日までのため、業種の追加等がなければ申請をする必要はありませんが、市内に本店がある建設業者は、市税納税(完税)証明書等を提出する必要がありますのでご注意ください。 【(2) 建設コンサルタント等業者】 令和5年5月下旬～令和7年3月31日（約2年間）	令和5年4月1日～令和6年3月31日（1年間） ※令和4年度に登録済の業者は、資格有効期限が令和6年3月31日までのため、今回の申請は不要です。	
申請条件	【共通】 ①大分県が今年度に行う競争入札参加資格申請を行っていること、または大分県の令和5年度の競争入札参加資格を有していること。 ②市税を完納していること(別府市内に本店がある事業者のみ)。 ③その他指定する資格要件を満たしていること。 【(1) 建設業者】 ①建設業法の規定により令和5年2月1日現在において、国土交通大臣または各都道府県知事の許可を受けている者 ②令和3年10月1日から令和4年9月30日までの間を審査基準日とする総合評価値通知を国土交通大臣または各都道府県知事から受けている者 【(2) 建設コンサルタント等業者】 ①令和5年2月1日現在において、営業を開始している者	①法令上、許可などを必要とする業種の場合は、それらの許可などを得た者であること。 ②店舗または事業所を有し、令和5年1月1日現在、同一業種で引き続き2年以上健全な経営を継続していること。 ③市税及び消費税を完納していること。 ④その他指定する資格要件を満たしていること。	
提出書類・提出先	競争入札参加資格審査申請書など 契約検査課建設管理係 ☎21-1264	競争入札（見積）参加資格申請書など 契約検査課用度係 ☎21-1265	競争入札参加資格審査申請書、経営事項審査表、技術者名簿など 総務課管財係 ☎21-1118
	※郵送で提出する場合は、84円切手を貼付した返信用封筒（長3）を同封してください。 （注）工事・コンサルタントは受付票の返信を希望する場合のみ		
	諸用紙は各担当課窓口のほかに市ホームページでダウンロードもできます。 トップページ→「産業」→「入札・契約」→「競争入札参加資格（業者登録）」→各項目		


その他の入札参加資格申請の受付

「上下水道局が発注する下記の物品購入・業務委託」、「広域圏事務組合」には別府市とは別途に申請が必要です。

提出期間 2月1日(水)～28日(火) ※郵送は2月28日(火)必着

期間後は原則として
受付はできません。

※提出書類を土・日曜日、祝日にお持ちになる場合、上下水道局は上下水道局の宿直へ、広域圏事務組合は市役所の宿直へ。

	上下水道局		別杵速見地域広域市町村圏事務組合
	業務委託	物品など	
業種	<ul style="list-style-type: none"> 水道料金等徴収業務 (水道メーター検針、料金収納など) 漏水調査業務 上下水道施設維持管理業務 その他上下水道事業に関連する業務 (水道配水池清掃業務・下水道管清掃業務など) 	上下水道局が発注する 下記の物品購入など 分類 上下水道用材 内容 水道メーター、弁栓類、漏水防止機器、ろ過材料、上下水道用機械器具、上下水道用薬品、その他	物品、施設管理、建設工事、コンサルタント 【申請条件】 別府市の入札参加申請条件に準じる
資格有効期間	令和5年4月1日～令和7年3月31日(2年間)		【コンサルタント】 令和5年4月1日～令和7年3月31日(2年間) 【コンサルタント以外】 令和5年4月1日～令和6年3月31日(1年間) ※令和4年度に登録済みのコンサルタント以外の業者は今回の申請は不要です。ただし、圏域内に事業所のある建設工事の業者は市税納税(完納)証明書等(受付期間内発行のものに限る)を提出する必要があります。
提出書類等	提出書類及び提出方法などの詳細は、 <u>1月4日(水)</u> から各窓口で配布または、下記ホームページでもダウンロードできます。		
	上下水道局総務課契約資産係 (上下水道局2階) ☎23-3108		別杵速見地域広域市町村圏事務組合 (別府市役所4階) ☎21-1126

身体のゆがみ測定

日程	1月30日(月)
時間	10時～19時
料金	1,500円
定員	先着25人
内容	身体を4方向から撮影し、体のズレや筋肉の緊張、弛緩などを細かくチェック。身体のバランスが気になる人や積極的に運動をしている人など一度測定をおすすめします。
注意事項	事前予約が必要です。スカートなど膨らみのある服装は測定できません。
申込先問合先	別府市総合体育館(べっぷアリーナ) 窓口または電話でお申し込みください。 ☎21-2323 休館日：水曜日

統一地方選挙の投票日が決まりました

大分県知事・大分県議会議員選挙
 告示日 4月9日(日)
 投票日 4月9日(日)

県議 3月31日(金)
 告示日 知事 3月23日(木)
 投票日 3月23日(木)

この選挙に投票できる人は、平成17年4月10日までに生まれた人で、令和4年12月30日までに別府市に転入の届出をして、引き続き3か月以上別府市に住所を有している人です。

※令和4年12月9日以降、市外に転出した人で、引き続き大分県内に住所を有していることが確認できれば、別府市で投票ができます。

別府市長・別府市議会議員選挙
 告示日 4月23日(日)
 投票日 4月23日(日)

市長・市議とも 4月16日(日)

この選挙に投票できる人は、平成17年4月24日までに生まれた人で、令和5年1月15日までに別府市に転入の届出をして、引き続き3か月以上別府市に住所を有している人です。

※投票までに市外に転出すると、別府市では投票できません。

☎(21)1564 選挙管理委員会事務局

※投票までに県外に転出すると、別府市では投票できません。

令和5年版 市民手帳を販売

今年が最後の発行となる令和5年版市



民手帳を販売中です。

県内の行事予定や行政機関名簿、特集記事も掲載されており、便利で楽しい手帳となっています。

特集記事は「大分の歴史振り返り」で、毎月のとびら写真に県内の懐かしい写真が満載です。

是非、皆さんの日々の生活にお役立てください。

販売場所 統計分室

(市役所5階)

販売価格 700円(税込)

サイズ 15cm×9cm

表紙色 濃紺色

問 政策企画課統計分室

☎(21) 1254

亀の井バス年末年始の路線バス運行

① 12月29日(木)、30日(金)は通常土日祝日ダイヤ

② 12月31日(土)～1月3日(火)は特別ダイヤ

※詳細は亀の井バスホームページ

👉をご覧ください。か左記へ。
問 亀の井バス別府営業所
☎(23) 0141

債務者相談会

弁護士による1人30分程度の相談です。(要申込み)

日時 1月12日(木)

13時30分～16時30分

場所 市役所4階

4F-2会議室

申込方法 電話で左記へ。

定員 6人(先着順)

問 産業政策課

☎(21) 1881

消費生活相談

消費生活に関するトラブル

所得税確定申告などでお困りのときは“ふたば”にご相談ください

所得税確定申告などに関する疑問は、国税庁ホームページ「税務相談チャットボット」の「税務職員ふたば」にご相談ください。

※詳細はこちら▶



国税に関する相談は「0・1・2」番へ!

国税に関する電話での質問や相談の利用の際の手順は次のとおりです。

- ① 所轄の税務署に電話します。
- ② 音声案内に従い「0・1・2」を選択します。

問 別府税務署 ☎23-2111

などの相談を受けています。
日時 毎週月～金曜日
9時～16時30分(祝日除く)
場所・問 別府市消費生活センター
☎(21) 1881

農地農業相談

日時 1月19日(木)

13時30分～15時30分

場所 市役所4階

農業委員会室

内容 農地、農業に関する相談など

相談員 農業委員、農地利

用最適化推進委員

※要予約。1月11日(水)まで

に電話で左記へ申込み。

問 農業委員会事務局

☎(21) 1178

マイナンバーカード申請、マイナポイント申込み、健康保険証利用申込み、公金受取口座登録のサポート



最新情報

市役所1階に申請サポート窓口を常設しています。

平日 9時～17時

夜間窓口 19時まで…1月6日(金)、11日(水)、16日(月)、18日(水)、24日(火)、26日(木)

休日窓口 9時～12時まで…1月14日(土)、21日(土)

総務省委託事業により、下記の市内携帯ショップでも申請サポートを実施しています。詳細は各店舗へご確認ください。
ドコモショップ別府店、auショップ(別府中央・別府石垣)、ソフトバンク(別府青山・みなと・ゆめタウン別府)

【出張窓口(1月)】

出張所・公民館	11日(水)	南部出張所
9時～16時	18日(水)	北部コミュニティセンターあすなろ館
	25日(水)	朝日大平山地区公民館(朝日出張所)
商業施設	8日(日)、9日(月・祝)	トキハインダストリー鶴見園店
10時～18時	14日(土)、15日(日)	サンストア
	21日(土)、22日(日)	ゆめタウン別府2階
	28日(土)、29日(日)	マックスバリュ別府店

【手続きに必要な持ち物】

◎マイナンバーカードの申請

- ・QRコード付き交付申請書または通知カード
- ・本人確認書類(運転免許証、健康保険証など)

マイナンバーカード未取得の人に、11月から12月初旬にかけて「QRコード付き交付申請書」が再送付されています。

※75歳以上の人(令和4年3月に送付済み)や、令和4年1月1日以降に出生または国外から転入した人などには送付されません。

写真撮影無料!

◎マイナポイントの申込み

- ① マイナンバーカード
 - ② カード取得時に設定した4桁のパスワード
 - ③ キャッシュレス決済(電子マネーや〇〇Pay、クレジットなど)で使用するカードや、アプリが入ったスマートフォン
 - ④ (公金受取口座の登録をする場合) ご本人名義の通帳など、口座情報がわかるもの(金融機関名、支店名、口座種類、口座番号が必要です)
- ※健康保険証の利用申込みをする際は、健康保険証は不要です。

ポイントの申込期限は
令和5年2月末まで

問 申請サポート 情報政策課(1階申請支援コーナー) ☎75-8521(平日9時～17時)

マイナンバー制度全般 マイナンバー総合フリーダイヤル ☎0120-95-0178(平日9時30分～20時、土日祝9時30分～17時30分)

身近な人権講座

日時 1月27日(金)
14時～16時

場所 中部地区公民館

(南須賀)

テーマ 女性と人権

演題 DVの基礎知識

「4人に1人の背景に

～身近な支配DVとは～

講師 デートDV予防教育

実施者 青木理美さん

問 共生社会実現・

部落差別解消推進課

☎(21)1291

講師 ものづくり同好会
費用 400円(2回分)

◆市民人権講座

日時 1月25日(水)
10時～12時

テーマ 子どもの人権問題

演題 子どもの人権

～児童養護施設からみえるもの～

講師 光の園統括施設長

松永忠さん

※各講座に参加希望の人は、

事前に左記へご連絡をお

願いします。

問 共生社会実現・

部落差別解消推進課

☎(21)1291

人権啓発センター の各種講座

場所 人権啓発センター

(石垣東10丁目)

◆じんけんふれあい教室

日時 1月10日(火)

10時～12時

内容 布ぞうりづくり(第1回)

※2回連続での実施です。

第2回は2月14日(火)に開

催します。

※裁縫セットとはさみをお

持ちください。

※その他必要なものは、下

記までお問い合わせくだ

さい。

人権相談(要予約)

部落差別問題をはじめと

した人権問題に関する各種

相談を電話や面接でお受け

します。

日時 月～金曜日

9時～16時

受付15時30分まで

※祝日、年末年始は除く。

場所・問 人権啓発セ

ンター(石垣東10丁目)

☎(23)6163

1/21(土)
オープン

文化・芸術情報発信拠点「TRANSIT」

別府市の文化・芸術情報や、観光客や移住希望者に向けた
情報を発信する拠点がレンガホールにオープンします。

オープンを記念してセレモニーを開催します。

日時 1月21日(土) 10時50分～ オープニングセレモニー
11時～ 内覧会

場所 TRANSIT(レンガホール1F) 末広町1番3号

問 文化国際課 ☎21-1131

ひと・まち協議会

VOL 5

鶴見・南立石・東山ひとまもり・まちまもり協議会

「鶴見・南立石・東山ひと・まち協議会」は、地域の特性をいかした取組を展開しています。自然豊かな東山地区で実施された農業体験では、鶴見、南立石、東山各小学校の一年生が芋掘りや椎茸狩りを通じて農業への関心を持つとともに、地元の方や他校児童との交流を深めています。収穫した芋や椎茸は、給食の食材として使われ、児童や地域の方が味わいました。

また、身近な環境づくりにも力を入れています。憩いの場である公園の遊具を塗り直すなどの整備や、薬局や事業所と協力して地域内にベンチを設置し、誰もが気軽に利用できる休憩所づくりを進めています。

これからも地域のふれあいを大切に、個性豊かな地域づくりを目指して活動していきます。



問 自治連携課 ☎21-1125

わたしたちのねがい

女性をめぐる人権

～男女共同参画社会の実現のために～

男女平等の理念は日本国憲法に明記されています。また、男女雇用機会均等法など、男女平等を目的とする法律の整備が進められています。

しかし、「男は仕事、女は家事」のような性別役割の押し付けや、女性を軽視する風潮、雇用や昇進に係る不平等な取扱いがあることから、男女平等の理念は実現に至っていないと言わざるを得ません。

また、配偶者やパートナーからの暴力(DV=ドメスティックバイオレンス)、性犯罪、ストーカー、職場や学校などの組織におけるセクシュアルハラスメントなどについては、女性が被害者となる場合が大半であるため、特に「女性に対する人権侵害行為」といえます。

仕事に就く女性に対しては、マタニティハラスメント(妊娠や出産を理由にした、解雇・雇止めなどの不利益な扱いや、職場における精神的・身体的嫌がらせなど)や、ここ数年のコロナ禍に関連した非正規職員への解雇などの不利益な扱いが、特に女性に強く現れるといった問題が生じています。

性別に関わりなく、社会参加や自己実現の機会が保障され、存分に能力を発揮できる「男女共同参画社会」を実現するために行うべきことはいくつもあります。

例えば、性別役割を押し付けないことは、女性に限らず全ての人が役割から解放されることであり、また、誰にとっても生きやすい社会をつくる手助けとなり得ます。

どのような性であっても、社会参加や自己実現の機会が保障される社会を共に築いていきましょう。

1月の無料人権相談

お気軽にご相談ください。

日時 11日(水) 10時～12時、13時～15時

場所 市役所4階 4F-1会議室(予約優先)

問 共生社会実現・部落差別解消推進課

☎21-1291